

議員提出議案第3号

守谷市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年3月20日 提出

守谷市議会
議長 松丸修久様

提出者 議会運営委員会
委員長 又末成人

平成 年 月 日原案 決

守谷市議会委員会条例の一部を改正する条例

守谷市議会委員会条例（平成13年守谷町条例第53号）の一部を次のように改正する。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由（議員提出議案第3号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、平成27年4月1日から教育委員会の委員長と教育委員会の教育長を一本化した新たな責任者としての教育長が教育委員会を代表することとなるため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正	現 行
(出席説明の要求) <p>第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、<u>教育委員会の教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、委員会の審査に必要な説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>	(出席説明の要求) <p>第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、委員会の審査に必要な説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p>